

プロバイダ等に関する刑事裁判例及びその傾向

プロバイダ責任制限法制定前の刑事裁判例

日付	裁判所	被告人	事案の概要	判決要旨	備考
平成9年 9月24日	京都地裁	(掲示板)管理者	被告人が、自ら開設するパソコンネット上に、わいせつ物を公然陳列しようと企てて、ホストコンピュータにわいせつ画像を記憶させ、不特定多数の顧客が閲覧可能な状況を設定した事案	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンネットを開設運営し、ホストコンピュータを所有管理していた被告人は、金銭目的から、会員がわいせつ画像のデータをハードディスクにアップロードするのを単に黙認していたというのではなく、自ら電子掲示板で会員に対し、わいせつ画像をアップロードするよう奨励するとともに、アップロードした会員には会費を一部免除するなど、多数あるわいせつ画像データを会員がアクセスしやすいように分類するなどしていた。 ・画像データのおよその数を把握していたばかりでなく、その内容がわいせつ画像のデータであろうとの認識を有していた。 ・このような事実からすると、会員がアップロードした画像データの分についても、被告人が正犯として刑責を負うのは明らか。 	判時1638号 160頁 正犯・作為犯 控訴 (大高11.8.26)
平成11年 8月26日	大阪高裁	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・本件犯行の動機、わいせつ画像データの収集方法、被告人のホストコンピュータのハードディスク内でのわいせつ画像データの管理状況及び宣伝広告を初めとするネットの運営状況等に照らすと、被告人が、みずからホストコンピュータのハードディスク内にアップロードして記憶させたわいせつ画像データのみにとどまらず、会員をしてハードディスク内にアップロードさせたわいせつ画像データについても、これらを会員に閲覧させ収益を上げるという自らの用途に資する目的で、ハードディスクに蔵置させ続け、会員がいつでもアクセス、ダウンロードして閲覧することが可能な状態にしつつ、これを積極的に管理していたものと認められるから、被告人は、わいせつ画像データ全部について、わいせつ画像公然陳列罪の責任を免れない。 	判タ1064号 239号 作為犯 上告 (H13.7.16) →上告棄却

その他、横浜地裁川崎支部平成7年7月14日判決、京都簡裁同年11月21日略式命令、札幌地裁平成8年6月27日判決、浦和地裁川越支部平成11年9月8日判決などがある(いずれも公刊物未登載)。

プロバイダ責任制限法制定後の刑事裁判例①

日付	裁判所	被告人	事案の概要	判決要旨	備考
平成15年 12月15日	横浜地裁	掲示板管理 運営者	他国における風俗営業の情報交換を目的とした画像掲示板で、被告人が掲示板をチェックしていない状況で、風景写真もわいせつ画像も投稿されていた事案(児童買春等禁止法違反)	<ul style="list-style-type: none"> ・アップロードされていることを現認し、それが児童ポルノ画像であると認識していたこと、被告人が本件掲示板を開設する以前に他国で児童買春が行われている事実を認識していたこと、被告人は買春を中心とする情報を紹介する目的で本件HPを開設したこと、その際特に児童買春に関する情報を除外する手立てを全くとっていなかったこと、本件HP開設後にこれに児童買春を含む買春の情報が書き込まれていたこと、被告人も児童買春に関する情報を書き込んでいること、被告人が他国に買春に訪れた者たちから児童ポルノ画像が多数本件掲示板にアップロードされていることを聞いていたことが認められるのであるから、被告人の児童ポルノ画像の記憶・蔵置されたわいせつ物であるサーバコンピュータのディスクアレイ(ハードディスク)の公然陳列の故意に欠けるところはない。 ・児童ポルノ公然陳列罪において不作為の態様による犯罪の成立を否定すべき理由はなく、...被告人は本件HPの開設・管理者としてアップロードされた児童ポルノ画像を削除する作為義務も作為可能性もあつたことは明らかであり、にもかかわらずこれを削除しなかった被告人の刑責はアップロード者の刑責とは別に追及されるべきものである。 	<p>公刊物未登載</p> <p>正犯・不作為犯</p> <p>控訴 (東高 H16.6.23)</p>
平成16年 6月23日	東京高裁	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・被告人の本罪に直接関係する行為は、本件掲示板を開設して、...不特定多数の者に本件児童ポルノ画像を送信させて本件ディスクアレイに記憶・蔵置させながら、これを放置して公然陳列したこと。 ・本件の犯罪行為は、...サーバコンピュータによる本件ディスクアレイの陳列であつて、...原判示の被告人の管理運営行為は、この陳列行為を開始させてそれを継続させる行為に当たり、これも陳列行為の一部を構成する行為と解される(作為犯)。 ・被告人は...本件掲示板を開設して...送信を暗に慫慂・利用していたのである。この行為は、陳列行為そのものではない...が、陳列行為の前段階をなす陳列行為と密接不可分な関係にある行為であるから、これも広くは陳列行為の一部をなすものと解される。そして、これが作為犯であることは明らかである。 	<p>公刊物未登載</p> <p>正犯・作為犯</p>

プロバイダ責任制限法制定後の刑事裁判例②-1

日付	裁判所	被告人	事案の概要	判決要旨	備考
平成18年 1月16日	名古屋 地裁	掲示板管理 運営者	掲示板の背景画像に児童ポルノ画像を用いて、「ロリータなんでも」と命名して児童ポルノ画像の投稿を呼びかけた事案(児童買春等処罰法違反)	<ul style="list-style-type: none"> ・被告人と投稿者との間には、具体的画像を不特定の第三者に閲覧させることについての意思の連絡がないことからすれば、投稿者と被告人との間で、相互に相手方の行為を利用して児童ポルノを公然陳列しようとの意思が形成されていたとはいいがたい。 ・被告人が共同してこれを実行したというためには、投稿者らがこの掲示板に児童ポルノを送信して記憶蔵置させ、インターネットを通じて不特定の第三者が閲覧可能な状態にあることを知りながら、これを削除等しないまま蔵置を続けたという行為が、これを怠れば自ら積極的に公然陳列したと評価されるほどに、強度の削除すべき義務に違反する行為と言えることが必要。 ・被告人は、電子掲示板を開設し、インターネットを通じて不特定の第三者がこれに児童ポルノを送信して記憶蔵置することを可能にしたものであり、これを管理しうる立場にあったのであるから、不特定の第三者にこのような画像が閲覧されることを防止するために、これを削除する等して管理すべき義務があったというべきである。 ・さらに進んで、これを怠ったことが、投稿者と共同して児童ポルノを公然陳列したと評価しうるほどに強度の違法性を有するといえるかについては、被告人と投稿者等との間には、意思の連絡がないことからすれば、投稿者と被告人との間で、相互に相手方の行為を利用して児童ポルノを公然陳列しようとの意思が形成されていたとは言い難い。 ・そうすると、...強度の削除義務違反があったと合理的疑いを入れる余地なく認定することはできない。しかし、被告人の電子掲示板開設に伴う管理義務を考慮すると、...投稿者らの不特定多数の者への公然陳列を幫助したものと認めるのが相当 	<p>公刊物未登載</p> <p>不作為犯・幫助犯</p> <p>控訴 (名高 H18.6.26) →破棄差戻し (訴因変更手続きの不備)</p>

プロバイダ責任制限法制定後の刑事裁判例②-2

日付	裁判所	被告人	事案の概要	判決要旨	備考
平成19年 1月10日	名古屋地裁	掲示板管理 運営者	掲示板の背景画像に児童ポルノ画像を用いて、「ロリータなんでも」と命名して児童ポルノ画像の投稿を呼びかけた事案(差戻し後第一審)	<p>・被告人が開設した掲示板の名称、注意書きの表示からすれば、児童ポルノの画像データを掲示等することを求めた掲示板であることは明らかであって、...被告人の本件掲示板開設行為は、正犯である投稿者等が児童ポルノを公然と陳列することを容易にするものであり、現に投稿者らによって児童ポルノが公然と陳列されているから、被告人の同開設行為は、客観的に見て児童ポルノの公然陳列罪の幫助行為に当たる。</p> <p>・幫助の故意については、被告人が掲示板を開設するに至った経緯、同掲示板の名称等からすれば、児童ポルノを公然と陳列することを目的としたものであることが明らかである上、被告人もこれを認識していたのであるから、被告人の行為は、児童ポルノの公然陳列罪という特定の犯罪の具体的な法益侵害の危険性を認識した掲示板開設行為と評価できる。</p>	<p>公刊物未登載</p> <p>作為犯・幫助犯</p> <p>控訴 (名高H19.7.6)</p>
平成19年 7月6日	名古屋高裁	同上	同上(差戻し後控訴審)	<p>電子掲示板に児童ポルノ画像を送信して記憶、蔵置させ、不特定多数のインターネット利用者に対し、その画像データの閲覧が可能な状況を設定する行為が、児童ポルノ公然陳列罪の実行行為に当たると解される。</p> <p>①電子掲示板開設者が児童ポルノ画像をその電子掲示板に送信する場合、電子掲示板開設行為は、自ら行う児童ポルノ公然陳列のための準備(予備)行為となるにとどまり、また、</p> <p>②投稿者等が児童ポルノ画像を電子掲示板に送信する場合、電子掲示板開設行為は、実行正犯である投稿者等が行う実行行為を、それ以外の方法で容易にする行為であって、自らのためにするものではないから、幫助行為に他ならない。</p>	<p>公刊物未登載</p> <p>作為犯・幫助犯</p> <p>上告 (H19.11.9) →上告棄却</p>

プロバイダ責任制限法制定後の刑事裁判例②—3

日付	裁判所	被告人	事案の概要	判決要旨	備考
平成18年 4月21日	東京地裁	掲示板管理 運営者	被告人が、掲示板開設にあたり、いわゆるアイコンの投稿を促す記載をして、掲示板を運営していた事案	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの利益のために、未成年者には見せられないようなアイコン画像の投稿を容認・慫慂していたものであり、しかも、被告人による本件掲示板の管理行為が本件各犯行の不可欠の前提をなすものであったことからすれば、被告人に正犯意思があったことは明らかである。 ・そして、本件アイコン画像を投稿した者に於いて、本件掲示板を開設・管理する者がアイコン画像の投稿を呼びかけていることを認識しつつ、これに呼応して本件各犯行を敢行したものであったことからすると、そこに共同正犯成立の前提となる意思の連絡ないしは相互利用補充関係を肯定することも可能である。 	<p>公刊物未登載</p> <p>作為犯・共同正犯</p>

(参考)

平成21年 10月23日	大阪高裁			(…検索エンジンを開設・運営するなどの行為が児童ポルノ公然陳列の正犯に該当することはなく、幫助に該当するかが問題となるにすぎないが、通常は、…積極的な誘引性を欠くと考えられるから、幫助にも該当しない。)	公刊物未登載
-----------------	------	--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------

プロバイダ等の刑事責任に関する裁判例の傾向(概要)

- 違法情報の書き込みがなされたことを認識していない場合に刑事責任が追及された裁判例はない。
- 違法情報のアップロードがなされた電子掲示板を開設・運営しているだけであったり、違法情報の書き込みがなされたことを認識していただけた場合に刑事責任が追及された裁判例もない。
- プロ責法制定前の事例では、自ら違法情報のアップロードはしていなかったものの、違法情報がアップロードされていることは認識。また、会員にアップロードを奨励したり、アップロードしやすくなるよう金銭的な特典を付与したり、違法情報にアクセスしやすくなるよう、違法情報を分類したりするなどして、電子掲示板を管理・運営。
- ①の事例では、(児童)買春情報を掲載する目的で開設した電子掲示板において、児童ポルノ画像がアップロードされている状況を認識しながらも、これを除外する手続きをとらなかった。また、児童ポルノ画像を自らアップロードすることはなかったが、ポルノ画像を自らアップロードしたり、児童買春に関する情報を書き込むなどしていた。
- ②の事例では、多数人に違法情報(児童ポルノ画像)を閲覧して欲しいという目的のもと、児童ポルノ画像を取り扱っていることが分かる名称を電子掲示板に付与した上、児童ポルノ画像をアップロードするよううながしつつ、自らも児童ポルノ画像をアップロードしていた。



電子掲示板管理者が違法情報のアップロードがなされたことを認識していたことに加え、アップロードされた電子掲示板の設置目的や管理・運営状況、自らのアップロードの有無・内容等を総合的に検討し、違法情報がアップロードされるよう、積極的に関与している場合に、刑事責任を追及している模様。